

市第 129 号議案 横浜市立学校条例の一部改正

1 市立中学校の統合

(1) 趣旨

旭区の上白根中学校は令和 3 年 5 月 1 日時点、一般学級数 4 学級、一般学級生徒数 111 名の小規模校です。今後も小規模校の状態が継続する見込みであることから、隣接する旭北中学校との学校統合を実施します。

統合校の名称は「上白根北中学校」とし、設置場所は現在の旭北中学校（別紙参照）とします。

(2) 統合年月日（条例施行期日）

令和 5 年 4 月 1 日

(3) 条例改正概要

旭北中学校と上白根中学校を統合し、統合後の名称を上白根北中学校とするため、横浜市立学校条例別表の 2 を改正します。

2 市立特別支援学校の本校への移行

(1) 趣旨

令和 3 年 9 月に文部科学省から特別支援学校設置基準が、令和 3 年 12 月には神奈川県から「かながわ特別支援教育推進指針（仮称）」（素案修正版）が公表され、特別支援学校の整備等に係る考え方が示されました。

これらに基づく学校数として、市立肢体不自由特別支援学校は現在の 6 校が必要であるため、令和 4 年 4 月に上菅田特別支援学校北綱島分校を本校に移行します。

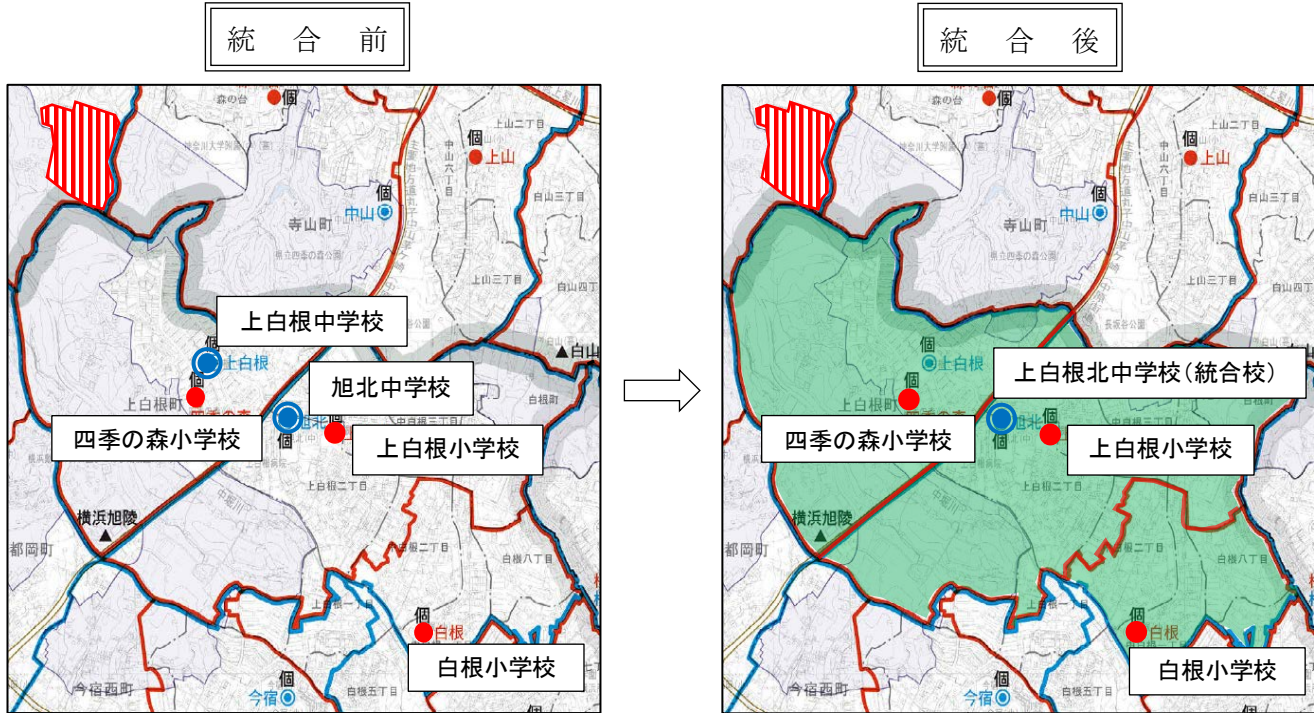
(2) 本校移行年月日（条例施行期日）

令和 4 年 4 月 1 日

(3) 条例改正概要

上菅田特別支援学校北綱島分校を本校とし、本校化後の名称を北綱島特別支援学校とするため、横浜市立学校条例別表の 5 を改正します。

上白根北中学校（統合校）位置及び予定通学区域図



- 【凡例】
- 小学校
 - 中学校
 - 小学校の通学区域
 - 中学校の通学区域
 - 統合校の通学区域
 - ▨ 特別調整通学区域の設定範囲
 - 区境界

《特別調整通学区域》
 十日市場中学校を指定校、隣接する上白根北中学校（統合校）を受入校として、いずれかを希望により選択できる区域。

■ 令和3年度義務教育人口推計（一般学級）

学校名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
上白根中	生徒数	111	111	107	93	77	73	71
	学級数	4	4	4	4	3	3	3
旭北中	生徒数	430	412	432	417	418	382	369
	学級数	13	12	12	11	11	10	10
上白根北中 (統合校)	生徒数	—	—	539	510	495	455	440
	学級数	—	—	15	14	14	13	12

R3は5月1日時点の実数値。
 R4以降は令和3年度義務教育人口推計による推計値。